

農地・農業用施設災害復旧に対する支援調整に関するフロー

1. 市町村段階

- (1) 災害発生時、市町村が独自に測量設計コンサルタント（以下「コンサル」という。）を確保できない場合は、地域県民局（災害復旧事業担当課）を経由して県農村整備課及び農村災害支援協議会（以下「協議会」という。）へ支援要請書（様式第1-1、2号）を提出する。（別紙「測量設計コンサルタント支援要請一覧表」を添付する。）
- (2) 支援要請書（様式第1-1、2号）の内容については、事前に地域県民局（災害復旧事業担当課）へ確認を依頼する。

2. 地域県民局（災害復旧事業担当課）段階

- (1) 市町村の支援要請書（様式第1-1、2号）の内容を事前に確認し、必要に応じて助言等を行う。
- (2) 市町村から提出された支援要請書（様式第1-1、2号）を協議会（県農村整備課及び青森県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。））へ提出する。

3. 協議会段階

(1) 県農村整備課

青森県土地改良調査設計技術協会（以下「技術協会」という。）からの対応可能コンサル報告書（様式第3号）を受け、県内全域でコンサルの確保が困難であると判断した場合、市町村から提出された支援要請書（様式第1-1号）を基にして東北農政局長へ支援要請書（参考様式）を提出する。

(2) 青森県土地改良事業団体連合会

ア 市町村からの支援要請書（様式第1-2号）を受け、技術協会へ調整依頼書（様式第2号）を提出。

イ 技術協会からの対応可能コンサル報告書（様式第3号）と本部内の積算担当者調整結果を取りまとめ、市町村へ対応可能コンサルの回答（様式第4号）を行う。（回答は県農村整備課と地域県民局へも行う。）

(3) 青森県土地改良調査設計技術協会

協議会事務局からの調整依頼書（様式第2号）を受け、各管内の災害担当窓口と調整し、対応可能なコンサルの調整結果（様式第3号）を協議会事務局及び県農村整備課へ回答。

4. 契約事務について

それぞれの支援業務における契約は、市町村のルールに基づいて随意契約または指名競争入札で行う。

5. 履行中業務の一時中止について

コンサル又は県土連が、災害復旧関連業務の優先対応を理由として履行中の県発注業務に支障が生じる場合は、業務の一時中止や履行期限の延長に関する協議を「業務打合簿」により行う。

農地・農業用施設災害復旧に対する支援調整に関するフロー

